

# 山梨県公報

第二千五百六十三号

平成二十七年

十二月三日

木曜日

## 目次

### 告示

○建築基準法に基づく道路位置指定……………七五九

### 公告

○指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知(五件)……………七五九

○換地処分の実施(二件)……………七六四

○公共測量の実施……………七六四

○上野原都市計画の変更案の縦覧……………七六四

○土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………七六五

## 告示

### 山梨県告示第四百七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月三日

山梨県知事 後藤 斎

一 指定の年月日

平成二十七年十二月三日

二 指定道路の位置

笛吹市石和町今井字参宮地三百二番六、三百五番五

三 指定道路の幅員

最大六・〇メートル、最小六・〇二メートル

四 指定道路の延長

四十七・六二メートル

## 公告

### 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知

● 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十二月三日

山梨県知事 後藤 斎

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

南巨摩郡身延町手打沢字落倉一九一九

通知の相手方

赤池うめの、江藤龍藏、大芝晃一、笠井金藏、笠井三四三、笠井武一、笠井鶴次、窪田正雄、佐野虎雄、津嶋孝行、埜村賢一、埜村正、埜村正年、埜村基之、幡野奈々代、樋川芳包、深沢與一、深沢巖、深沢和一、深沢和重、深沢きちの、深沢君子、深沢清、深沢清重、深沢金藏、深沢清明、深沢政一、深沢正一、深沢政時、深沢台徳、深沢辰雄、深沢長作、深沢恒治、深沢友治郎、深沢登、深沢寛一、深沢藤重、深沢文吉、深沢ふみの、深沢芳房、深沢政春、深沢盛雄、深沢康彦、深沢やよ、深沢豊治、深沢利保、深沢良明、藤森寛栄、星野公夫、望月三壽、望月正太郎、望月時康、望月春之助、望月正明、望月泰光、望月豊、山下恭三、山下孝明、山下重春、山下正喜、山下久吉、依田亀太郎、依田壽太郎、依田知則、依田常昌、依田孝憲、依田武雄、依田忠治、依田博雄、依田貢、依田

南巨摩郡身延町八日市場字大子山一三六九、一四二四	望月三好	利正、渡辺壽、深澤始末
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四一〇	望月安平	
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四二二から一四二四まで	望月仁司	
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四一八	山下朝治	
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四二五から一四三〇まで、一四三四、一四三五、一四二二	望月喜十郎	
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四三三	望月喜重	
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五二、一四五三	望月與甫	
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五六	山下萬右エ門	
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五七、一四七〇	山下新作	
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五九	山下愛治	
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四七四	望月榮三郎	

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年十月二十九日山梨県告示第三百五十一号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十七年十二月三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町伊沼字滝沢一二七四、一二七五	保坂一郎
南巨摩郡身延町伊沼字滝沢一二七六	土橋玉作
南巨摩郡身延町伊沼字滝沢一二七九	若宮喜一
南巨摩郡身延町伊沼字滝沢一二八〇、一二八一、一二八二の内一	若宮寅吉
南巨摩郡身延町伊沼字滝沢一二七六の内一	佐野詮
南巨摩郡身延町久成字上ノ平三二一三	佐野留吉
南巨摩郡身延町久成字湯木平二八〇五	秋山藤元
南巨摩郡身延町久成字湯木平二八〇四の一、二八〇四の二、二八〇四の三	秋山亀吉
南巨摩郡身延町久成字白金沢上二七四四	佐野徳造

南巨摩郡身延町久成字白金沢上二七五六	佐野喜一郎
南巨摩郡身延町久成字白金沢上二七五九	増田興正
南巨摩郡身延町久成字白金沢上二七四三の一から二七四三の五まで、二七五三	佐野吉造
南巨摩郡身延町西嶋字大沢三八六二	小松忠治郎
南巨摩郡身延町西嶋字白欠二三三四	笠井協平
南巨摩郡身延町西嶋字白欠二三四〇の一	望月義光
南巨摩郡身延町西嶋字薬師堂二三一一、二三二六の一、二三二六の二	佐野嘉盛
南巨摩郡身延町西嶋字薬師堂二三二七、二三二八	栄室寺
南巨摩郡身延町西嶋字薬師堂二三三一	望月治右工門
南巨摩郡身延町西嶋字薬師堂二三〇八の一から二三〇八の四まで、二三〇九	望月章一

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示  
平成二十七年十月二十九日山梨県告示第三百五十二号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十二月三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町西嶋字越道一一三三、一二四三	佐野昌史
南巨摩郡身延町西嶋字沢奥二六六三	笠井致敬
南巨摩郡身延町西嶋字沢奥二六九五	笠井政五郎
南巨摩郡身延町西嶋字沢奥二七一二	笠井松太郎
南巨摩郡身延町西嶋字沢奥二七三三	笠井基
南巨摩郡身延町西嶋字沢奥二七六八	笠井長亀
南巨摩郡身延町西嶋字沢奥二七八二、二七八三の一、二七八三の二	望月まさ
南巨摩郡身延町西嶋字沢奥二六八九の二、二六九〇の二、二六九一から二六九三まで、二六九七、二六九七の内一、二六九七の内二	望月弘喜
南巨摩郡身延町西嶋字沢奥二六九六の二	笠井英俊
南巨摩郡身延町西嶋字薬師堂二三一一、二三二二	佐野奥右工門

南巨摩郡身延町西嶋字薬師堂二二二

笠井亨太郎

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年十一月五日山梨県告示第三百七十四号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十二月三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町古長谷字上ノ原一〇の二、一〇の一〇	古川喜一
南巨摩郡身延町古長谷字上ノ原一〇の三	星野定
南巨摩郡身延町古長谷字上ノ原一〇の四	星野良仁
南巨摩郡身延町古長谷字上ノ原一〇の五	樋川政暉

南巨摩郡身延町古長谷字上ノ原一〇の八

佐野仁三

南巨摩郡身延町古長谷字上ノ原一〇の一

古川タケ子

南巨摩郡身延町西嶋字白欠二四〇二の三

佐野武男

南巨摩郡身延町大塩字日向二二九〇、二二九二の二

佐野重助

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年十一月五日山梨県告示第三百七十五号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十二月三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町一色字平一三〇二、二四一六、二四	内藤末子

一七	南巨摩郡身延町一色字平二三〇五、二三〇六、二三〇八、一三三一二、一三三一四から一三三二七まで、一三三二六、一三三九七の二、一三三九八の二、二四〇四、二四〇五	無限責任共和村一色負債整理組合
	南巨摩郡身延町一色字平二三二二	内藤義清、内藤宗勝
	南巨摩郡身延町一色字平二四二一	都築飛路與
	南巨摩郡身延町下部字上ノ山七二二	石部ゆかり
	南巨摩郡身延町下部字上ノ山九六〇の一	株式会社ニュー山田ホテル
	南巨摩郡身延町下部字上ノ山九六〇の二	高橋叶
	南巨摩郡身延町下部字上ノ山九六二、九六三の一、九六三の三、九六三の四、九六三の七、九六三の八	中野敏夫
	南巨摩郡身延町下部字大村五四	石部崇、石部幸
七五	南巨摩郡身延町上田原字清水一二二五、字孫田一三七五	小林定雄
	南巨摩郡身延町上田原字清水一一三三、字仲村一〇〇一、一〇〇三、一〇一八から一〇二二まで、八二六	小林義明
	南巨摩郡身延町上田原字清水一一三七	佐野千代吉
	南巨摩郡身延町上田原字清水一一四〇	大原恭平
	南巨摩郡身延町上田原字清水一二〇一	都築照松
	南巨摩郡身延町上田原字清水一二一九の乙	佐野宇八

	南巨摩郡身延町上田原字前坂一六八六の三、一六八六の五	大原志うん
	南巨摩郡身延町上田原字孫田一三三四、一三三四、一三三四の二、一三三六の二	大原吉造
	南巨摩郡身延町上田原字孫田一四四九、一四五〇、一四五三、一四五四	大原瀧造
	南巨摩郡身延町上田原字孫田一四七六、字仲村一〇三八	佐野誉志夫
	南巨摩郡身延町上田原字孫田一三四四の乙	望月正之
	南巨摩郡身延町上田原字村東二三六三の二、字孫田一三四三、字櫻田一五七五から一五七八まで、一五七八の乙	奥野重男
	南巨摩郡身延町上田原字仲村八二〇	大原光重
	南巨摩郡身延町上田原字仲村一〇三九	若林亀吉
	南巨摩郡身延町上田原字仲村一〇三六の乙	佐野かつ
	南巨摩郡身延町常葉字常盤敷七四九〇の二	小松嘉彦
	南巨摩郡身延町常葉字竹ノ島向七〇七八	曾谷文藏
	南巨摩郡身延町川向字家ノ前七六五	渡邊富吉、鈴木かめ
	南巨摩郡身延町川向字日向八二〇	鈴木かめ、渡邊藤吉
	南巨摩郡身延町川向字家ノ前七六六	鈴木富士太郎
	南巨摩郡身延町川向字家ノ前七六八、七七三、字日向八二一	鈴木進

南巨摩郡身延町川向字家ノ前七六九、七七四、字日向八一八	鈴木菊次郎
南巨摩郡身延町川向字家ノ前七七〇、字日向八一八	鈴木虎市
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字松森一八九、字前畑八九、字前澤二一五、二一八、二二三、二三四	佐野誠
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字松森一九〇、一九二、字前畑八七、八八	佐野清治
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字松森二二三、字前畑七四	佐野昌仁
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字前畑六九	佐野寛一
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字前澤二二四、二二九	株式会社白青不動産
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字前澤二二六	佐野道男
南巨摩郡身延町道字森一七八九	佐野重兵エ
南巨摩郡身延町道字森一七九〇、一七九七の内一、字和田前一九一の二	小嶋嘉津江
南巨摩郡身延町道字森一七九七	赤池勝太郎
南巨摩郡身延町波高島字蓬草里一二五一	佐野澄江

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年十一月九日山梨県告示第三百八十四号

● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(白根中央地区有野第2工区)の換地処分を平成二十七年五月十九日実施した。

平成二十七年十二月三日

山梨県知事 後 藤 齋

● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(御勅使川沿岸地区第3工区)の換地処分を平成二十七年十一月十三日実施した。

平成二十七年十二月三日

山梨県知事 後 藤 齋

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士河口湖町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量(道路三次元データ計測)

二 測量の地域 南都留郡富士河口湖町の一部

三 測量の期間 平成二十七年十一月十八日から平成二十八年二月二十八日まで

● 上野原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公示し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更

案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月三日

山梨県知事

後藤

斎

一 都市計画の種類

上野原都市計画道路

(三・五・四号 東通り線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

大月市大月町花咲千六百八番三号 富士・東部建設事務所都市計画・建築課

上野原市上野原三千八百三十二番 上野原市建設経済部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十七年十二月三日から同年十二月十七日まで

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十七年十二月三日

山梨県知事

後藤

斎

一 組合の名称

上野原市上野原駅南土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十六年年度から平成三十年年度まで

三 施行地区

上野原市大字新田字篠久保、字川井田、字稲干場、字腰巻及び字清水の各一部

四 事務所の所在地

上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所内

五 設立認可の年月日

平成二十七年三月二十三日

六 変更認可の年月日

平成二十七年十二月三日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番